平成２６年（フ）第３２９号
千葉県松戸市下矢切140番地の１
債務者　町山　正光
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３０号
千葉県松戸市六高台５丁目90番地の２　グリーンフィールド303号
債務者　吉田三智男
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３１号
千葉県松戸市六高台５丁目90番地の２　グリーンフィールド303号
債務者　吉田　妙子
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３３号
千葉県松戸市松戸151番地の６　メゾンエクシード105号
債務者　水野　孝弘
１　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３７号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央３丁目９番37号早川コーポ201
債務者　小玉たま子
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３８号
千葉県松戸市松飛台240番地の２　藤コーポ203号
債務者　乗原　政治
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４０号
千葉県柏市根戸503番地104　シューフルール102号
債務者　堀中　雅美（旧姓石崎）
１　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３４号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目９番１―808号
債務者　奥野　　美
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５１号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番27号メゾンバーベナ102号、前住所神戸市北区藤原台北町５丁目３番８―404号
債務者　亀岡　杏子
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６５号
兵庫県芦屋市陽光町８番20―213号
債務者　冨家　　崇
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市次屋１丁目19番20号パークサイドメゾン104号、前住所兵庫県宝塚市月見山２丁目４番24号
債務者　荻野　恵子
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７２号
兵庫県尼崎市東桜木町39番地
債務者　福家　誠司
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市富松町１丁目７番１号ハビタビリスⅡ102号、前住所堺市堺区向陵中町４丁４番22号　清恵会若草寮
債務者　柴田美智子
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９６号
兵庫県西宮市鳴尾町３丁目６番25―306号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1447号
債務者　中華料理百楽こと　岩城　昭平
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９９号
兵庫県西宮市日野町３番22号セジュール日野Ⅰ　103号
債務者　吉村　隆史
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県豊岡市江本27番地の４
債務者　飯島　弘之
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
島根県江津市江津町1016番地38
債務者　村上　雄也
１　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
松江地方裁判所浜田支部